

8 短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			移動を行う施設 基準を満たさない場合	利用者の状況 に合わせた サービス提供	介護 看護職員 の員数が基準 を満たさない 場合	移動ユニット 「グループモニ ター」等に配置 していない場合	生活援助人員 生活介護費を 行う場合	生活援助員 生活相談員等 を要する場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合	生活援助員 生活相談員 等を配置する 場合		
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	① 単独型短期入所 生活介護費 <夜間型施設>	第1種1	407/100																
			第1種2	495/100																
		第2種1	785/100																	
		第2種2	833/100																	
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	① 併設型短期入所 生活介護費 <夜間型施設>	第1種1	407/100																
			第1種2	495/100																
		第2種1	724/100																	
		第2種2	752/100																	
ロ ユニッツ型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニッツ 型短期入所生活 介護費	① 単独型ユニッツ型 短期入所生活 介護費 <ユニッツ型施設>	第1種1	725/100	×97/100	×70/100	×70/100													
			第1種2	772/100																
		第2種1	954/100																	
		第2種2	974/100																	
	(2) 併設型ユニッツ 型短期入所生活 介護費	① 併設型ユニッツ型 短期入所生活 介護費 <ユニッツ型施設>	第1種1	684/100																
			第1種2	711/100																
		第2種1	896/100																	
		第2種2	924/100																	
(1) 単独型ユニッツ 型短期入所生活 介護費	① 単独型ユニッツ型 短期入所生活 介護費 <ユニッツ型施設 的多居室>	第1種1	1,000/100																	
		第1種2	725/100																	
	第2種1	954/100																		
	第2種2	974/100																		
(2) 併設型ユニッツ 型短期入所生活 介護費	① 併設型ユニッツ型 短期入所生活 介護費 <ユニッツ型施設 的多居室>	第1種1	684/100																	
		第1種2	711/100																	
	第2種1	896/100																		
	第2種2	924/100																		

  

A 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
B 在宅中継者 受入加算	(1) 看護体制加算(又は)を算定している場合 (1日につき 42単位を加算)
	(2) 看護体制加算(又は)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)
	(3) (1)にいずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 413単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)
C 認知症専門ケア 加算	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)
D サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(イ) (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(ロ) (1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)
E 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 所定単位数×3/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 所定単位数×4/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 所定単位数×3/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 所定単位数×3/1000)
	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき 所定単位数×3/1000)
F 介護職員等特定 処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき 所定単位数×1/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき 所定単位数×1/1000)
所定単位数は、イからFまでにより算定した単位数の 合計	
所定単位数は、イからFまでにより算定した単位数の 合計	
サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額を超えた分の単位数は 加算されない。	